

各団体 御中

消 防 庁 総 務 課

緊急事態宣言の発出及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的
対処方針」の改正を踏まえた対応について（周知依頼）

平素から消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和 3 年 4 月 23 日に発出された緊急事態宣言を受けて、「新型コロナウイルス
感染症対策の基本的対処方針」が改正されました。対処方針では、緊急事態宣言
下における感染症対策の実施に関する重要事項として、「外出自粛の要請」「催
物（イベント等）の開催制限」、「飲食店等に対する休業・営業時間短縮要
請」、「テレワークの活用等による職場への出勤者削減」などが示されています
（詳細は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 4 月 23 日
変更）（抄）」参照）。

貴団体におかれましては、緊急事態宣言の下で早期に事態を収束できるよう、
改正された対処方針、総務省対処方針及び消防庁対処方針を踏まえ、引き続き新
型コロナウイルス感染症対策に万全を期していただくとともに、以下の資料を活
用する等して、貴団体の傘下団体や会員事業者を含めた関係者に対し、貴団体の
ホームページ・広報誌への掲載や、講演会等の機会などを通して、この旨を広く
周知いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 4 月 23 日変更）
（抄）
- 新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針（令和 3 年 2 月 12 日改正）
- 新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針（令和 3 年 2 月 12 日改正）
- （参考）緊急事態宣言中の取組のお願いについて
（URL：<https://corona.go.jp/emergency/>）
- （参考）「「密閉」「密集」「密接」しない！」（首相官邸HPより抜粋）
- （参考）「感染リスクが高まる「5つの場面」」（内閣官房HPより抜粋）

連絡先 消防庁総務課 小守 電 話：03-5253-7506 メールアドレス:j.komori@soumu.go.jp
--